

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 4 月 22 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年4月22日（水）

13：00開会

15：05閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
学びの革新推進部長	富永六郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島伊保
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	山田哲也
学校経営戦略推進課長	杉本真一
学校教育情報化推進課長	山崎真紀
義務教育指導課長	重森栄理
高校教育指導課長	竹志幸洋
特別支援教育課長	三浦直宏
生涯学習課長	田坂嘉章

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第2号議案	令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について	1
日程第3	第3号議案	専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について	3
日程第4	報告・協議1	メイプル賞の選考基準の見直しについて	5
日程第5	報告・協議2	新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について	8
日程第6	報告・協議3	広島県地方産業教育審議会委員の選任方針について	10
日程第7	報告・協議4	高校生等の就職をめぐる状況について	12
日程第8	報告・協議5	特別支援学校における技能検定の実施状況等について	15
日程第9	第4号議案	広島県生涯学習審議会委員の任命について	16
日程第10	第1号議案	教職員人事について	16

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、また、全国に緊急事態宣言が出されていることを踏まえ、委員の皆様には、最寄りの県関係機関に御参集いただき、ウェブ会議の形での開催とさせていただきます。

細川委員は北部教育事務所、中村委員、近藤委員は県庁東館、志々田委員は東京事務所、菅田委員は教職員課福山分室からの参加となります。

なお、ウェブ会議の性質上、通信状況が不安定になる場合も想定されるため、会議後に採決内容を確認する書面上部に、「教育委員会会議定例会」と書いてありますA4の用紙に記名・押印をしていただくこととしております。あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、ウェブ会議のため、説明者も座ったままでの説明となりますので、併せて御了解ください。

それでは、日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第22条の規定によりまして私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員、志々田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案及び第4号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の教職員人事について、第4号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第4号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

平川教育長： それでは、第2号議案、令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、重森義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

重森義務教育指導課長： 4月から義務教育指導課長を拝命いたしました重森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明いたします。

令和3年度に使用する教科用図書の採択基本方針について提案をいたします。

この教科用図書の採択基本方針については、広島県教科用図書選定審議会から答申を受け提案するものであり、1、提案の趣旨に示しておりますように、教科用図書の適正な採択を行うためのものがございます。

(1)は、県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。(2)は、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針でございます。また、この採択基本方針は、採択権者である市町教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対して適切な指導・助言又は援助を行うためのものがございます。

なお、3号資料といたしまして、7ページに教科用図書の採択について、続いて、8ページに、教科用図書の検定、採択の周知及び基本的な採択の仕組み、そして9ページに、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、一般図書について、10ページに、令和2年度教科用図書採択日程を添付しておりますので、後ほど御覧になってください。

それでは、初めに、令和3年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針について説明をいたします。

1ページの別紙1を御覧ください。1、採択基本方針についてです。基本的には、昨年度の基本方針を踏襲しております。(1)採択の基本については、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等にとり、本県の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択することとしております。

(2)適正かつ公正な採択の確保につきましては、国の通知を受けまして、ア、教科書発行者等による宣伝行為等による影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期すこと。イ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることとしております。

(3)開かれた採択の推進につきましては、採択結果及び採択理由について、これまでどおり採択後、遅滞なく公表を求めることとしております。また、教科用図書の研究のための資料や教育委員会会議の議事録についても、公表に努めることとしております。このほか、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表につきましても検討することとしております。

次に、2、選択上の留意点につきましてです。留意点は3点でございます。1点目、(1)において、各学校は教科書選定会議等を設置し、県教育委員会が作成した選定資料を参考にした調査研究に基づいて選定することとしております。

2点目、(2)において、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、教育目標の達成上、教科の主たる教材として適切なものを選定することとしております。

3点目、(3)において、特別支援学校の小・中学部で使用するもののうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、この後御説明いたします令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針についての2の(3)、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についての関係部分に準じて行うこととしております。

続きまして、義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針について御説明をいたします。

2ページの別紙2を御覧になってください。義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針につきましても、今回、採択する教科用図書の校種や教科に当たって変更した部分がございますが、基本的には昨年度の基本方針を踏襲しております。

1、(1)採択の基本では、県立学校の基本方針と同様に、教育基本法や学校教育法で明示された教育の理念や目標にのっとり採択をすることとしております。さらに、採択権者においては、(ア)から(オ)の採択の観点に基づき県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うよう求めております。

(2)適正かつ公正な採択の確保、また、(3)の開かれた採択の推進については、県立学校の基本方針と同様に、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにすることや、採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表することなどとしております。

次に、2の方法、組織及び手続についてを御覧ください。採択権者が適切な採択を行うための方法等についてでございます。学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択につきましては、3ページの(3)のイにありますように、各学校で教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を採択権者に提出することとしております。ここで御審議いただきました基本方針は、この後、それぞれの機関に通知し、これを受けて各機関では本格的な採択事務が始まることとなります。

最後になりましたが、教科書の採択事務における新型コロナウイルス感染症対策についてを申し上げます。

まず、採択事務の日程につきましては、来年4月に教科書を全ての生徒にきちんと届

けるためには、印刷や発送の都合がございますことから、日程の遅れが許されないという事情がございます。そのため、最大限の感染防止対策を行った上で、例年どおりの日程を進めてまいりたいと考えておるところです。具体的には、テレビ会議システム、このような形の活用や書面による審査などにより、人が集まったり、移動したりということを最小限にすること、それから集まる場所でも人数や時間を最小限にした上で3密を避けるための会場の工夫を行ってまいります。一方で、教科書の採択事務に必要な公平、公正、情報の公開といったことが損なわれることのないよう、国ともしっかり連携しながら手続を進めてまいります。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の第2号議案の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 開かれた採択の推進のところについて、少し御質問をさせていただければと思います。この(3)ウに当たる部分なのですが、「その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討すること」と書いてあるのですが、その有用と思われる情報というのは、どういったものがあるのか教えてください。

重森義務教育指導課長： 例えば教科用図書選定審議会の委員の氏名、選定審議会の議事録、配付資料、採択地区協議会委員の氏名や選定委員会の氏名、そういったものが考えられます。

志々田委員： それ以外に、いわゆる情報公開の意味以外に、例えばそれぞれの委員が参考にした図書であるとか、他の会議の答申や文科省の資料だとか、そういったものも公表されることがあるのでしょうか。

重森義務教育指導課長： 具体的な資料については、会議の中で使われたものについては、必要な範囲で、基本的には開示・公表していく流れになっていくと思います。

志々田委員： なるべく情報公開というのは推進したほうがいいですし、また、この教科書採択に当たっては、何年か前に、利害関係の問題等があっただけでかなり揉めたり、いろいろな経過があったことを記憶しています。ですので、更に情報公開に努めていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第3号議案 専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について

平川教育長： 続きまして、第3号議案、専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定の全部改正について、御提案させていただきます。

本提案の趣旨は、この度の高等学校学習指導要領の改訂に伴って、専門教科に関する各教科・科目の標準単位数を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。この資料は、平成30年告示、高等学校学習指導要領を一部抜粋したものでございます。表のように、各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間につきましては、高等学校学習指導要領において標準単位数が示されております。

一方で、3ページを御覧いただければと思います。3ページの主として専門学科において開設される各教科・科目につきましては、地域の実態や学科の特色等に応じるため、

高等学校の設置者が標準単位数を踏まえて生徒に履修させる各教科・科目及びその単位数について適切に定めるものと示されております。このことから、昨年度、約1年間かけ教科・科目ごとに標準単位数の検討を行い、本県の状況に応じた適切な単位数を設定いたしました。

職業に関する専門教科につきましては、学習指導要領に各教科の高等学校学習指導要領に示される各科目において、どの程度の単位数で履修されるかを想定して内容を構成したことについて示されております。この単位数を参考に各学校の教育課程の編成、実施状況を踏まえ、検討を進めてまいりました。なお、この規定につきましては、令和4年度入学生から適用することとしております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の第3号議案の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 趣旨は、今御説明をいただきましたが、この文言が、専門教育に関する各教科・科目の標準単位数の規定ということから、「主として専門学科において開設される」というふうに書かれていますよね。ここについての意味について、何か変わっているということはないのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 主として、専門学科においてとは書いてありますけれども、これは、総合学科でありますとか普通科においても開設することは可能ではあります。ただ、やはり系統的、体系的に教育課程を組んで子供たちに確かな力を付けるという形で教育課程を組んでおりますので、専門学科で2年生、3年生が履修するような科目を普通科で履修するということはなかなかありませんので、基本的には、主として専門学科において開設されるという名称になっていると御理解いただければと思います。

中村委員： つまり、これまでは専門学科以外では取れなかったものを取れるようにするということかとも思ったのですが、そうではなくて、その辺の位置付けは変わってないのですね。

竹志高校教育指導課長： はい、変わっておりません。

菅田委員： 専門学科における単位数をその地域として決められるということですが、例えば工業でしたら、広島地区の方は自動車産業が多い、福山地区は逆に一般機械という、そういうことがございますけれども、具体的にはどのようにして定められるのでしょうか。例えば広島地区、福山地区で違うのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 今言われております地域の状況でありますとか学校の状況ということ、全国を視野に入れての考え方になっております。今言われたように、広島と福山でも本当に産業の特色というのが大きく違いますので。ただ、子供たちに最低限どれぐらいの力を付けたいかというときに、最低どれぐらいの時間数を学習させたいかというような考え方でしておりますので、広島地区、福山地区のことも教育委員会では配慮しながら、最低・最高という単位数を設定していると御理解いただければと思っております。

近藤委員： 3枚目の別紙1が今回改正によって新しくなるもので、最後の4ページにあるのが現行ということになるのですよね。

竹志高校教育指導課長： はい、そうです。

近藤委員： 大体これ10年に1回ぐらいで変わるということなのかという点と、一見すると似たような項目になっているのですけれども、特に変わった点というのがあったら教えてください。

竹志高校教育指導課長： 大きく変わったところを申しますと、教科では、農業のところが大きく変わっております。この教育課程の実際の編成に当たって、農業、工業、家庭、看護、商業とありますけれども、それぞれ指導主事がヒアリング等で学校の実態を踏まえておまして、その中で、特に農業においては魅力的な教育課程を、今6次産業化と言われておりますけれども、それをやっていこうと思ったときに、畜産なら畜産だけの勉強をするというのであると、本当に将来のところの学習というのがなかなか深まらないということで、特に農業に魅力的な教育課程を組む上での課題があるということがありましたので、そこについては別の検討委員会を設置して、改めてこの単位数を算出したというようになっております。

近藤委員： 项目的には、従前と単位数が確かに変わっていますね。そこが大きな変更点でしょうか。

竹志高校教育指導課長： そうです。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 メイプル賞の選考基準の見直しについて

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、メイプル賞の選考基準の見直しについて、糸崎秘書広報室長、説明をお願いいたします。

糸崎秘書広報室長： それでは、メイプル賞選考基準の見直しについて、報告・協議 1によりまして御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、メイプル賞の選考基準の見直しについてというのが1ページ目でございます。これと、次のページの新旧対照表を参照しながら御説明させていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、1ページ目のメイプル賞選考基準の見直しについてを御覧ください。1の趣旨のところでございます。メイプル賞は、全国規模の大会、競技等で優秀な成績を収めた児童生徒を表彰するものとして平成元年に創設されて約30年を経ておりまして、これまで1,000名を超える個人、四百数十に当たる団体を表彰してまいりました。

今回の選考基準の見直しについてでございますが、推薦候補者を集めて選考していくわけですけれども、そうした選考候補者の状況、それから選考のプロセス、受賞者の状況等々を踏まえまして、改めて今回受賞対象となる功績の公平性をより明確に担保していこうということ、それから受賞機会を広げていこうという観点から、選考基準の見直しを行ったところがございます。

同じ1ページの2、見直しのポイントを御覧ください。今回、実際に見直したポイントは、結果三つになってございます。一つは、(1)でございます。大会規模の明確化、それから二つ目が(2)でございますが、第1位に相当する賞の受賞者が複数存在する場合の取扱い、それから(3)でございますが、同一の功績による複数回受賞ということが起こるのですが、それについての取扱い、これを明確に基準の中に取り入れたということでございます。

ここからちょっと御説明しますので、2ページ目の新旧対照表も御覧ください。見直しの一つ目のポイント、大会規模の明確化についてでございます。ちょっと順番が前後するのですが、2段目の広い幅のほうの3の選考基準の具体的運用についてのところを御覧ください。そこの(3)各種大会、競技会等の取扱いを詳しくこのたび明記いたしました。

従来、右側が旧になりますが、アでございますけど、対象とする大会は、国際大会及び全国大会とするという記載だけでしたが、このたび、左側でございますが、全国大会、それから国際大会についてそれぞれ項を起こして、全国大会については「予選大会や代表選考を経て出場する大会又は全体の出場者がおおむね50名を超える全国規模の大会」と具体的に明記させていただきました。国際大会についても同様で、前述の、前述のというのは全国大会のことですが、「全国大会を経て出場する大会又は日本代表として出場する大会」と具体的に明記させていただいたところです。

見直しのポイント二つ目、第1位に相当する賞の受賞者が複数存在する場合の取扱いについてでございます。これは、同じ場所ですけども、3、各種大会、競技大会等の取扱いのこのエでございます。「優勝(第1位)」以下のところでございますが、旧のほうを御覧いただきますと、「優勝(第1位)を基本とするが、優勝に該当する賞がない場合は、これに準ずる賞の受賞者を対象とすることができる」としておりましたが、実際にいろんな大会や競技会をやりますと、優勝、第1位に相当する受賞者が複数名、かなり10名とか20名とか存在するような大会がございますことから、その取扱いをこのたび

新たに、第1位に相当する賞の受賞者が10名又は、団体の場合は10団体以内の場合のみ対象とするというふうに新しく限定的に記述することといたしました。

見直しの三つ目のポイントですが、これは、新旧対照表でいいますと一番上の行のところになります。選考基準のところになります。これまでは、旧のほう、右側を御覧いただきますと、同一人物が異なる年度であれば何度でも受賞することが可能な記述になっておりましたけれども、このたび左側の新しいほうですが、「同一の功績により同一校種でメイプル賞を受賞しているものについては選考の対象から除く」というふうに新たに付け加えました。例えば小学生でメイプル賞を受賞したものは、同一の功績についてですが、小学校を卒業するまでの間は、その同一の功績ではメイプル賞の対象としないと。中学生になったところで、またもう一度同じような功績であっても対象としていくのではないかとということです。

なお、今回の見直しとは直接大きな観点ではないのですが、新旧対照表の右欄の旧のほうの一番下のオのところを全文削除しております。ここにつきましては、従来スポーツ分野がメイプル賞は多いのですけれども、この取扱いについて、個別の大会名までを上げて基準の中に記載していたのですが、随分経過もしております、ここに列挙してある大会以外のものもここに列挙すべきような大会になってしまうことがあって、今の記述が網羅的でないこと、それからこれがなくてもほかの基準で読み取れることから、このたびここについては一括削除することとしております。見直しの具体的な内容については以上でございます。

1ページに戻って、3のスケジュールを御覧いただければと思います。この新しい基準については、今年度、令和2年度の第1回の表彰から適用していきたいと考えております。例年5月の月上旬から候補者の推薦依頼をお願いしていくことにしておりますが、現在、コロナウイルス感染症とか、いろんな形で大きな大会が中止になっていたり、延期になっていたりというような状況がございます。また一方で、子供たちを対象とする新しい何かイベントであるとか大会であるとかいうものも起こってきているのではないかと思いますので、そういった新しい分野での受賞候補者の掘り起こしも同時に進めてまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 選考基準の2のところなのですが、同一功績により同一校種でメイプル賞を受賞しているものを除くと書かれているのですが、まず、同一校種と言った場合に、例えば義務教育学校の場合は9年間になるので、小学校、中学校の学校に通っている子たちとは扱いが異なることになるのかなということが一つと、もう一つは、中学校と高校は3年間なのですが、小学校については6年間なので、そういう意味では、小学校の例えば低学年と高学年では、やはり同じ年限だけ積み重ねて頑張ってきたことを考えると、中学生とか高校生の取扱いとは少し異なってくるのかなと思うので、やるのであれば、1回受賞してから3年間は、再び選考になる場合には同じ選考の対象からは除くという形で、年限で対応したらどうなのかなということを思ったのが1点と、あとは、高等学校については、対象になっていると思うのですが、高等学校に通っているお子さんと通わない方もいらっしゃると思うので、校種というように学校単位でくくってしまうと、高校へ行っていない子は、どうなるのかというような議論になったりすると思うので、校種で分けるのは避けたほうがいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

糸崎秘書広報室長： 最初におっしゃられた小学生の部分でございますが、確かに6年間は少し長いということがございますので、おっしゃられるとおりなのですが、同一の功績により同一の校種でメイプル賞を受賞しているものという言い方も、その「同一の功績」というものをどう捉えていくかというのが具体的に審査をする際には生じてくるかと思っております。この部分を委員がおっしゃられるように、6年間は非常に長いですし、同一の功績と言っても、年齢が上がっていったり、集まっているメンバーを見たりすると変わってくることもあるかと思っておりますので、ここについては、選考基準を触っていくかどうかということとはまた別にして、選考の際にしっかり見極めて対応していきたいと思っております。

もう一方の校種についてでございますが、こちらについても、委員の御指摘がありますように、確かに中学校まではどこかに在籍している形になっていると思っておりますけれども、それ以降の部分については検討させていただいて、またしっかり明記する

かどうかも含めて検討させていただければと思います。

菅田委員： 先ほどの志々田委員と一緒に、例えば中学校の方でも中1で優勝して、中2、中3と優勝したと、3連覇のケースなど、そういうこともあり得るのではないかなということ、それと、見直しのポイントのところの最後の米印のただし書のところは1、2、3全部にかかるわけですね。大会の規模の明確化とか、1位に相当する賞が複数存在する場合とか、同一功績、(3)だけのただし書ではないのですよね。

糸崎秘書広報室長： そうです。

菅田委員： それで、選考基準に明記するというのは、全部明記しようと思ったら相当大変なのではないでしょうか、これ。例えば、特に受賞に値すると認めるものは対象とするとか、そういうようにしておかないと、基準を全て明記するというのは非常に難しいのではないのでしょうか。

糸崎秘書広報室長： 御指摘いただいたように、3の選考基準の具体的な運用のところに、ただし書を入れて、教育長が特に受賞に値すると認めるものはこの限りでないということで、候補者の選考に当たっての弾力的な運用を用意してはいるのですが、このたび加えましたところについては、一定の基準を設けておかなければ、なかなか選考の段階で一つ一つを取り上げてジャッジしていくのが難しいということがございましたので、優勝者の人数であるとか基準となる国際大会とかについては具体的に書かせていただいたところです。今この新しい基準をもってしても、実際には具体的に一つ一つ見ていくというようなことが起こるといえるか、そういう運用になるかとは思っています。

菅田委員： そうすると、米印のところは、選考基準は明記する、ただし、教育長が特に受賞に値すると認めるものは対象とすることがあるという文章にされた方がいいのではないのでしょうか。この文章だと、選考基準には当てはまらないのだけれども、教育長が認めた場合は受賞することもあるという意味ですね。

糸崎秘書広報室長： 例えば2の選考基準の今書いてあるものの最後に、ただし書で教育長が認める場合というようなことを入れていくということですね。

菅田委員： そうです。この文章ですと、「教育長が特に受賞に値すると認めるものは対象とする旨」となると、いろんなケースの例外選考基準まで列記しなくてはいけなくなるわけですね。ですから、選考基準は明記しますよと、ただし、教育長が認めた場合はそれ以外も認めますよというような文章にされた方が、誤解がないと思うのですけれども。

糸崎秘書広報室長： 検討させていただきたいと思います。

中村委員： その趣旨に二つあるうちの一つは受賞機会の拡大ということですが、全体を見ていると、どちらかというと、基準をしっかりとさせるということとともに、少し厳し目にするように見えるのですが、この内容でどのように受賞機会の拡大がされるかというところを教えてください。

糸崎秘書広報室長： おっしゃられるとおりで、このたび受賞機会を拡大するという観点からも見直しをしようということでしたが、結果としては、より明確に対象を限定していく、はっきりさせていくという基準の見直しになっているかと思います。

一方で、機会を拡大するというのが、たくさん出すということとは少し違って、より一層このメイプル賞の位置づけをはっきりさせることで、各学校であるとかいろんなところに、メイプル賞はこういうものなので出してくださいね、という照会をかけて候補者を挙げてもらうのですが、そういったことを進めていきたいということが一方にあったのと、実際問題については、メイプル賞そのものが拡散し過ぎていくと、賞の、言い方が適切かどうか分からないのですが、バリューが下がっていくといったことが起こると、各学校にアナウンスしたときに、スルーされていくというか、なかなか実際に照会して挙げてきてもらうという、我々が新聞を見たりして、候補者として拾っていく機会のほうが増えていくというようなことがございますので、そういったところについては、より基準上ははっきりさせることで、いろいろなところに我々がアナウンスしていくということがやりやすいような形にしたいなということで、このような形になっています。

中村委員： それについては分かりました。

確認ですけれども、毎年このメイプル賞を受賞できる数に縛りがあるわけではないのですか。

糸崎秘書広報室長： 数には制限はございません。

細川委員： 先ほど出ていたのですけれども、受賞機会拡大というのは、同一児童生徒が同一分野で複数回受賞しているということとすると、かえって受賞機会の縮小というような認識

にも取れます。確かに先ほど同一校種で1回にするということは理解できるのですが、先ほど菅田委員からありましたが、中学校1年から中学校3年まで常に1位だったというときには、2番手の子がいるわけですね。その子のために1番手になれないというときには、常に1番の子も受賞するし、常に2番の子も受賞できないということになって、そういうところがさっきただし書で救われるのかなというような気もしたのですが、いかがですか。

糸崎秘書広報室長： その具体的な全国大会などを想定しますと、例えば1位と2位がたまたま広島県で連続してというようなことが実際にあるかどうか分からないですけれども、あり得るとして、個別にそういうことがもし本当に極端な形で生じた場合には、また検討させていただこうかと思っておりますけれども、基準上ではそれを表現するのは難しいかなと思っております。

細川委員： 全国大会で広島県の児童生徒が1番、2番を独占するというのも可能性としてはありますが、その辺りのところは、またお考えいただければと思います。以上です。

糸崎秘書広報室長： 先ほど、ただし書がどこに係るのかというお話を菅田委員から頂きましたが、ただし書の基準は、今回の基準全体にかけているつもりでございます。ですので、少し表現の見直しなどがあるかもしれませんが、この基準をもって、候補者を選考し、実際には、選考委員会で具体的に諮っていき、また、その最終段階として、この教育委員会会議にお諮りして丁寧な形で選考してまいりたいと思っております。

中村委員： 確認なのですが、菅田委員や細川委員がおっしゃることは全く同感ではあるのですが、つまり3ページの新基準の3の選考基準の具体的運用についての最初の「ただし、教育長が」というここに一文が入っていますから、基準はこうだけでも、さっき菅田委員や細川委員がおっしゃるような事情があれば特例として受賞することは可能だと、そういうことですね。

糸崎秘書広報室長： そうですね、一つ一つの事案について、門前払いということではなくて、俎上におのせてしっかり審議していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況につきまして、杉本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

杉本学校経営戦略推進課長： それでは、報告・協議2によりまして、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応状況につきまして御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。まず、1の県立学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る広島県教育委員会の考え方についてでございます。このことにつきましては、4月13日に本県において感染拡大警戒宣言が行われたこと、また、感染リスクの回避と県民の不安解消を図るという二つの視点に立ち、全ての県立学校を臨時休業することなど、3点について県教育委員会の考え方として整理し、公表いたしました。

次に、2の学校の臨時休業の状況についてでございます。県立学校につきましては、(1)のとおり、4月16日から全ての学校で臨時休業となっております。

資料の2ページを御覧ください。市町立学校につきましては、それぞれの市町における感染状況等を踏まえながら、13日以降、順次臨時休業を実施し、4月20日からは全ての学校で臨時休業となっているところでございます。

続きまして、3の臨時休業中における児童生徒の学習機会の確保等についてでございます。臨時休業中におきましても、児童生徒の学習機会につきましてはしっかりと確保していく必要があると考えてございます。そのため、全ての児童生徒に学習指導要領に示される学力を身につけさせるなど、ここにお示ししております五つの方針の基、各学校の実情等を踏まえながら適切に対応していくこととしております。

児童生徒の学習指導や学習支援を行うに当たりましては、学校規模や感染状況などの学校実態に応じて様々な方法を組み合わせて実施することとしておりまして、その中で、

I C T機器を活用した学習指導や学習支援を各学校の準備状況に応じて進めてまいりたいと考えております。また、各学校におきましては、教育の目標、指導、評価の一本化を図るとともに、必要に応じて指導主事等による訪問指導などを行ってまいりたいと考えております。

なお、4月16日に全国を対象といたしました緊急事態宣言が発令されたことを踏まえまして、自主登校につきましては、感染の拡大防止のため、特別な配慮が必要な生徒が在籍する特別支援学校を除き、4月18日から基本的に中止をしているという状況でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いたします。

志々田委員。

志々田委員： 未曾有の緊急事態ですので、いろいろ難しい判断を迫られるところではないかなというふうに思うのですが、それでもあえてお聞きしたいのは、I C T環境を整えつつ、I C T機器を活用した補習や課題の提示・添削のことが書かれているのですが、現時点で何ができているのか、もしくはいつからだったらどんなことができるかという目途が立っているのか、教えてください。

山崎学校教育情報推進課長： 現在、各県立学校におきましては、休業措置を受けまして、一人1台のコンピュータを導入している学校を中心に、その他の学校も含めまして、様々な意欲的な取組を進めております。例えばですけれども、1、2年生全員が一人1台のコンピュータを持っている広島国泰寺高校では、毎日の時間割を組んで補習授業という形で学習支援を進めております。また、広島高等学校を始めとした多くの学校で、教員が質問やポイントを絞って解説する短い動画を配信するというようなことも計画しており、既に配信をしている学校もございます。そのほか、もっと簡単なことで言いますと、生徒が自分で持っているスマートフォンや自宅のパソコンを活用して、毎日の健康観察のシートを、アンケートフォームを使ってやり取りしたり、そういったところから徐々に進めている学校がほとんどであります。

市町立学校につきましても、こういった取組を少しずつでもやっていただきたいと思います。県の方からも、クラウドサービスの活用なども紹介しながら、一緒に連携して各児童生徒一人一人とつながれる仕組みを作っていきたくと考えております。

志々田委員： 非常に積極的にやっていたらいいので、とても安心をいたしました。やはりネットにつながっていない環境の子供たちはどうしようかと、その子供たちが受けられないのは不公平になるからやらないという風潮があるように聞いています。ただ、現時点でやられていないお子さんたちというのは、ほとんど全員の子供たちが今、不利益な状態にあるので、既にネットにつながっている子については積極的に進めていき、学習効果を高めるようなガイドをしていく、つながっていない子は、どういうふうに個別具体的に対応するのかということも、やっぱり各学校の先生方に話し合っていただきたいなと思っています。もっともっと積極的にしてもいいのかなという意見を持っています。

それから、もう一つは、学力とか学習の進捗状況よりもっと心配なのは、子供たちが朝きちんと起きて御飯を食べて、机の前に向かって毎日自分の学習をしていく生活習慣上の問題です。早寝早起きだとか朝食だとか、こういった毎日の生活のリズムをきちんと整えていくということの方が、学習の内容よりもっともっと大事なことはないかなと思っています。ですので、今、健康管理をやり取りすることを毎日やっておられると聞きましたが、こういう取組こそ本当に最もやらなければいけないかなと。学力だとか学習内容だとかということと構築ができれば最高だと思うのですが、まずは最低限の生活習慣とか、目標を持って毎日前向きに過ごすというような気持ちになるような指導を先生方をお願いしたいなと思っています。以上、意見です。

中村委員： 志々田委員と同じような意見になるかもしれませんが、残念ながら少なくとも5月の連休までは臨時休業というのはやむを得ないと思うのですが、できることを是非家庭で自分でやれるようにしてもらいたいと思います。

I C T環境は、家庭によっても違いますし、学校によっても様々取組が違いますし、お金をかけられるかどうかもありますけれども、買おうと思っても買えないものも今あるというようにも思います。そういう中で、これはどういうやり方で子供たちに指導ができるかというのは、先進的にやっている経験がある学校・先生等々がいると思うのですが、その情報を共有して、あまりそういう経験や知識がない学校や先生にも取り組んでもらえるような、是非取組をしていただければと思います。

それと、少し細かい点なのですが、「臨時休業」というこの言葉の意味なのですが、よく言う休校と、その差が何かあるのか。例えば教員の出勤というのは、当然ここで言えば休業ということであっても教員は基本的には必要があれば登校するということになるのでしょうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 休業という言い方は、3月2日からやっている部分を「臨時休業」という言い方でやってきておまして、あくまで生徒は、学校を閉じているので学校には来ないと。ただ、教職員は、学校自体は開いていますので、学校には基本的には来ていただいているという状況でございます。ただ、それだけだと感染リスクというのもありますので、教員についても分散勤務というようなことも始めたところでございます。

中村委員： 参考までに、休校と休業って意味が違うのですか。

杉本学校経営戦略推進課長： これは法律上で休業となっております。

菅田委員： 緊急事態宣言も出ていますし、5月6日あるいは5月7日までの休業というのは致し方ないとは思いますが、保護者の方あるいは地域の方々の一番心配していらっしゃるの、この休みをどう取り返すのか。例えば夏休みを短縮するとかという方法とかそういったこと。

もう一つは、本当にゴールデンウィークが終わって学校が再開される状況になるのかどうか、このままもう当分は学校が休業状態になるのかどうか。それで、5月6日以降、何か学校再開の手立てはあるのかどうか。例えば部分登校とか、最近是一部生徒数が少なくなっているの、あると思います。超過密な学校は今も教室が足りないところはあるとは思いますが、大部分の学校というのは空いている教室があるので、そこに生徒、児童なりクラスを半分ずつ分けて授業を考えていますよとか、何か5月6日以降のことをアナウンスしてあげないと、保護者の方は不安に思っているのではないかなと見ているのですけれども、そういったところはどうか。

杉本学校経営戦略推進課長： 5月6日以降につきましては、現状で学校を開けるというのは非常に難しい状況になっていると思うのですけれども、では、次いつまでというのは早目に決めて出せないといけないと考えてございまして、また、これは専門家等の意見も聞かないといけないので、そうはいつでも取り急ぎそんなに時間がないので、早目に決定をしてお示しをしたいと考えてございます。

本来、前回休業を決めた時点では、休業はするものの、部分的な登校・自主登校という形で登校はさせていこうと考えてございまして。それが、今回、緊急事態宣言が出るに当たってこういう状況になっていますので、なかなか自主登校も難しいというのが今の状況で、当面は5月6日までは、まずできることを各学校でやっていくと。ネットも使いながら、環境が無いところは郵送等も含めて対応していく必要があるだろうと思っておりますけれども、5月6日以降の状況をいつ頃、国がどういった判断をするかということもございまして、県の専門家の意見等もどういう形で出るかというのはあるのですけれども、ある程度、自主登校が可能になれば、今おっしゃったようにクラスを分けながら登校していくということも始めていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 広島県地方産業教育審議会委員の選任方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、広島県地方産業教育審議会委員の選任方針につきまして、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、広島県地方産業教育審議会委員の選任方針について御説明いたします。

今年度、産業教育振興法に基づく広島県地方産業教育審議会を前回答申の平成20年度以来、第7期目として開催し、本県におけるこれからの産業教育の在り方について提言を得たいと考えております。

開催の目的といたしましては、今後も県民の期待に応える産業教育を実現するためのものであり、令和2年10月策定予定の次期総合計画、また、令和4年度からの新高等学校学習指導要領の実施を踏まえ審議等を行うこととしております。

それでは、委員の選任方針について、お手元の資料を用いて御説明させていただきます。

まず、資料の上段を御覧いただければと思います。広島県地方産業教育審議会は、産業教育振興法の規定に基づき産業教育の振興を図るため、広島県教育委員会に設置するものであります。また、この審議会に関しては、広島県地方産業教育審議会規則により、委員の任期及び審議会の運営等について定められております。

前回開催されました審議会では、平成19年6月に広島県教育委員会教育長から、本県の専門高校、専門学科における次代の産業を担う人づくりの在り方、方策について諮問し、4回の審議を経て、平成20年8月に答申を頂いております。前回の答申においては、学校、地域、産業界等のネットワークづくりをはじめ、将来のスペシャリストや起業家精神を育成するための方策等について提言を受けました。これを受け、県教育委員会において、目指せスペシャリスト事業や高校生の起業家精神育成事業など、様々な施策を実施してまいりました。

次に、委員選考に係る基本的な考え方について御説明いたします。

お手元の資料、下段を御覧いただければと思います。委員の人数につきましては、条例において10名以内とされており、10名といたします。委員の構成につきましては、産業界から、農業、工業、商業、家庭、看護、福祉の各分野から各1名の5名、また、学識経験者からは、大学、専修学校、各種学校、中学校、行政機関、専門高校から各1名の5名、合わせて10名で構成いたします。

なお、産業界からの委員の選出につきましては、関係部局に候補者の推薦を依頼する予定でございます。学識経験者の選出については、資料にお示ししたとおり選出することとしております。今後は、この考え方に基づいて委員を選出してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 委員の構成のところ、10名の中に産業界、農業、工業、商業、家庭、看護、福祉の5分野から各1名とあるのですけれども、情報分野というのはここに上がってきていないのですが、この人選に入っていただくようなことは検討はされることになるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： ただいま御指摘いただきましたとおり、これから本当にデジタル化ということが全ての産業に関係いたしますので、今、この農業、工業という括りにはしておりますけれども、農業、工業、商業、どこになるか分かりませんが、デジタル化に対応している先進的に取り組んでいる方、この方を委員に入れたいということで、今考えているところです。その旨、関係部局に依頼をかけて、そういう方を選出していただきたいと考えております。

志々田委員： 地方産業教育審議会委員に教育委員会、知事が諮問するということになっているのですけれども、どんな諮問をこれまでしてきたのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： かなり古いものになりますけれども、前回は、本県の専門高校・専門学科における次代の産業を担う人材づくりの在り方、方策という諮問の柱というタイトルでやっております。その前、第5期として平成7年から平成9年に審議会をしておりますけれども、そのときは、高等学校における産業に関する学校、学科の在り方で、もう1期前にいきますと、平成5年から平成6年、このときは21世紀を支える産業教育の在り方についてという諮問で審議を進めていただいているところでございます。

志々田委員： やはり審議会という形のもの、何を諮問するのかということがとても大事だと思っていて、今回開かれるとすれば、これからの社会に開かれた教育課程、この教育をどのように産業界の皆さんが地域の人たちと分け合いながら専門高校が教育できる環境作りだというように思ったりします。なので、次世代の皆さんもですが、加えて、やはり学校の授業の中にどうやって産業を取り入れるのかという視点で是非諮問していただければなと思っています。とても面白い、今ちょうど時宜にかなった審議会だと思いますので、是非ともいい答申を頂ければなと思います。以上です。

細川委員： 委員についてのところで一つ伺いをしたいのですが、産業教育審議会において産業界が①から⑤の5人であるのですけれども、例えば私も、地元の産業教育振興会の方でございまして、その中には委員って林業の方もいらっしゃるのですよね。それで、恐らく沿岸部では水産業の方もいらっしゃると思うのですが、農業で括られているのですけれども、工業と、この農業、工業で括られていないところの声というのは上がってくる

のでしょうか。

竹志高校教育指導課長： この産業界ということで、農業から看護、福祉まで五つ入れておりますけれども、これは本県の専門学科を設置している学科名で括っているということで、先ほど申しました例えば農業でありましたら農林水産局の方に依頼をします。となりますと、どうしても林業であるとか水産であるとか、こういったことに精通した方ももちろん委員として出てくる可能性はあるというようになりますので、基本的には本当に幅広くいろいろな産業、これを網羅的に御意見いただける方に出ていただくようになるかと思っています。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 高校生等の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 4、高校生等の就職をめぐる状況につきまして、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 続きまして御説明させていただきます。高校生等の就職をめぐる状況について御説明いたします。

まず、高等学校の状況について、資料の 1 ページを御覧ください。就職率につきましては、1 の (1) ア、就職状況の表のとおり、99.0%で、前年同期より0.1ポイント減少したものの、イの就職率の推移、このグラフをお示ししておりますけれども、このとおり、直近10年間では 2 番目に高い値となっております。このように高い値を示したのは、高校生の就職環境が好調であったことに加え、各学校がこれまでの実績や生徒の状況等を踏まえ、早い時期から組織的、計画的に就職指導に取り組んだ成果であると捉えております。また、ジョブ・サポート・ティーチャーを11人配置し、未内定者への就職指導や求人開拓の取組を強化したこと、さらには、広島労働局、県商工労働局などの関係機関と連携し、様々な就職支援を実施した結果であると捉えているところでございます。

しかしながら、就職を希望しながらも就職できずに卒業した生徒が36人おります。県教育委員会といたしましては、早期に一人でも多くの卒業生が就職できるよう、関係機関と連携しながら未就職のまま卒業した36人に対する就職支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、特別支援学校の状況について、資料の 2 ページを御覧ください。令和 2 年 3 月の卒業生数に対する就職者数の割合は、(1) のイ、就職率の推移の表に示しておりますとおり、38.0%であり、前年に比べ2.8ポイント減少しております。減少の主な要因といたしましては、昨年度と比較し、当初から就職希望者の割合が少なかったためであると捉えております。しかしながら、ジョブ・サポート・ティーチャーによる就職支援により、生徒の実態、適性及び希望に合った業種での職場開拓等が行われ、それらの場で職場実習を重ねることで企業側の生徒理解につながり、就職につながっていると捉えております。県教育委員会といたしましては、就職を目指す生徒を増やす取組を推進するとともに、生徒に実践的な力を育むことをはじめ、働く意欲、粘り強く取り組む態度を身に付けることができるよう、引き続き職業教育の充実を図ってまいります。また、企業等への障害者雇用の理解啓発を促す各校の取組を支援してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： ありがとうございます。就職の状況をよく理解できました。この段階で御報告をいただいていたかどうか分からないのですが、中には数年で離職をされる方もいらっしゃるかと聞きしておまして、ここでは就職率の話ですけども、離職率というのはまた別の機会での報告になるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 離職についてもデータがありますので、こちらの方で御報告させていただければと思っております。

離職に関しまして教育委員会で把握している数値は、3年以内に離職した者ということでこれまでずっと整理をしております。そうしますと、平成28年3月に高等学校を卒

業し、県内の事業所に就職したものの離職した者という割合が36.2%ということで数値を頂いております。これまでの数値と比較してみますと、若干ではありますけれども、好転はしております。それと、加えて、全国の平均39.2%というようになっておりますので、それと比較しますと3.0ポイント程良い状況にはあるということがあります。ただ、そうは言いましても、かなり多くの者が離職しておりますので、キャリア教育を通じて本当に離職がないという状況に持っていきたいと思っております。

細川委員： 私としては、かなり高い離職率かなと思うのですが、これについては、学校のみならず、やはり私たち産業界のほうもしっかりと就職時において生徒の皆さんと向き合わなくてはなりませんし、今後、やはり離職率を下げる努力をお互いにしていこうと思うのですけれども、県教育委員会としては、その辺りのところの御意向が何かございましたら教えてください。

竹志高校教育指導課長： 離職の状況についてですが、やはり要因が一番大事だろうということで、ジョブ・サポート・ティーチャー等に聞き取りをしております。その中で、その辞めた要因について今、四つほど整理をしているのですけれども、やはり子供たちが3年間もしくは4年間の中で、職業観であるとか勤労観というのを本当に最後のステージまで持っていけないところで、好景気であったということで就職したものの、辞めてしまったというような場合もあると。もう一つは、子供たちの希望どおり就職はしたものの、自己理解が進んでいなくて、行ってみたら合わなかったという事例もあると聞いております。三つ目ですけれども、上司であるとか同僚との人間関係がうまくいかないということもあったと聞いています。やはり人間関係をどう作っていくかというようなこともしていけないといけないというのがあると思います。この辺りは学校の本当に大きな課題というように感じておりますので、先ほど申しましたキャリア教育で進めていきたいというように思っております。

あわせて、もう一つありまして、自分が考えていた夢や希望を叶えるために、本当に攻めの意味で転職をとという子もいると聞いておりますので、この辺のところは、離職したときに全てが悪いというようには捉えてはないのですけれども、数字的には一緒になっておりますので、36.2%という数字になっているところでございます。

細川委員： 実は、先ほど申し上げました産業教育振興会においてそれに関連した指導等が出たことがありました。学校教育においては、学力とか技能、技術力とかいうものをきちんと出ていっていただくのですけれども、なかなか人間関係までちょっと力が入ってなくて、今さっきおっしゃったような状況が生まれているというのを企業からも出たことがありました。そういう意味では、在学中からの行き来等もキャリア教育等でしないと、やはりいろんな場面で生徒にそういう力の育成を学校・地域・経済界を含めてできる体制があれば、転職をするにしてもそういう力を持ったまま転職するということになりましょうから、よろしいというふうに思っておるところです。これからも、いろいろとそういう関係先と連携は密に取っていただければと思います。

中村委員： 3年以内の離職率が高いということで、さっき要因の御説明もありましたけれども、あえて申し上げたいのは、高校生の就職の際の企業選びということ、希望する企業を選ぶその就職活動のやり方がやっぱり大卒とはかなり違っていると思います。実質的に、生徒自身が選べないケースが多いと聞いていますので、そういったところを変えるか変えないのか、どう変えればいいのかというのは、具体的なところは私にはありませんけれども、そういうところも含めて、改善すべきところがあれば変えていくという姿勢で臨まれてはいかかかなと思います。以上です。

竹志高校教育指導課長： 御指摘いただきましたとおり、就職慣行というのがありまして、高等学校の場合は一人1社制という制度があります。そういったときに、どうしてもある学校から一人推薦をくれとなったら、10人希望があっても、やはり一人を推薦してしまうということが起きているのが実態としてあります。そうすると、希望でないところを受けないといけないということがありますので、これについても、今、労働局であるとか県の商工労働局の方と連携を取って一番いい方向にどう進めたらいいのかということの検討を進めておりますので、本当に子供の夢の実現に向けていい制度に変えていければというように思っております。

中村委員： 特別支援学校の就職についてなのですが、現状どのようにお考えなのか。もっともっと企業に周知をしていけば就職希望者の就職数も上がっていく状況なのかどうか。もしそうならば、もっと周知の努力とか、し甲斐というのでしょうか、もっと前向きにやる方がいいのかなと思っておりますので、どうなのでしょう。

三浦特別支援教育課長： 今、企業のほうもかなり御協力いただいて就職者数も増えてきております。まだまだ特別支援学校には潜在的能力を持っている子もいるのですけれども、やはり保護者も子供に苦勞させるのが少し辛いということもあって、先ほどの就職率が2.8%下がったというところで、もっともっと希望する子供たちを増やしていかないといけないと思っています。そのためには、やはり企業の方の御理解も必要ですし、私たちも、保護者、また、生徒たちに働く意欲とか働く目標を持たせるというようなこと取組がまだまだできるのではないかとこのように考えておりますので、今後そういう点について取り組んでまいりたいと考えています。

近藤委員： 特別支援学校の卒業生の就職先の状況ですが、年によって製造が多かったり、今、最近では小売サービスが多いような状況のようなのですけれども、それは、その業界の求人に影響されてこういうパーセンテージが上がってくるのか、それとも特別支援学校のカリキュラムの中で、例えば小売サービスに力を入れた結果この辺りの就職のパーセンテージが高くなっているのか、この辺りの要因がもし分かれば教えてください。

三浦特別支援教育課長： 年によって業種にばらつきがあるという点について、明確な分析が出来るわけではございません。ただ、様々な業種がございますけれども、実際に就職して行う業務という部分では、例えば清掃であるとか簡単な事務的な作業というような業務がほとんどでございます。そこで、障害者雇用について御理解いただける所をとにかく少しでも開拓して、子供たちが働いてみようというようなところでマッチングしながら就職先を決めておりますので、この業種に絞ってというようなことで変化しているというわけではございません。

菅田委員： 今年までは非常に人手不足とか好景気でいい数字にはなっているのですけれども、来年はこのコロナの関係で特に飲食業・サービス業を希望している生徒さんの進路が非常に厳しい状況になると思うので、その辺りの指導と、それから、もう既に就職されて、例えばもう臨時休業で自宅待機なさっている方もいらっしゃると思うのですけれども、その方たちのケア、その辺りのことを気にしてあげていただければ有難いと思っています。

それと、また、来年の就職が始まると思うのですけれども、この事態が終息してなかったら、今までと違って面接もウェブ面接とか、そういうふうになっていくかと思っておりますので、そういったところも早目の指導をすることによって就職率の低下を防げるように準備をしておいていただければと思います。意見になります。

志々田委員： 今、菅田委員もおっしゃったのですけれども、コロナの影響で就職が決まっていたけれども、もしかしたら就職自体がなくなってしまうとしたりだとか解雇されてしまったりだとかというような、既に今卒業している子供たちが、本当に全員が全員きちんと就職ができていのかどうかといった調査は何かされていたりするのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 先ほどありましたコロナの影響で解雇された等の調査ですけれども、特別、調査という形ではしてはおりませんが、ジョブ・サポート・ティーチャーが子供たちと密接ないい関係を作っておりますので、本当にそういう状況に追い込まれた子が学校に相談に来ているという案件があります。現時点で私たちが知っている中で、3件ほど相談に実際に来ておると。相談に乗ってハローワークと一緒に行って、次の方向に踏み出している子もいるという報告は頂いております。このことについては、4月3日にジョブ・サポート・ティーチャーにすぐ集まってお話しして、年度初めに、コロナ対応についてもしていかないといけないということで、卒業した生徒もですけれども、今の3年生、2年生に対しても、今年はどういう形で指導していくかということを一緒になって検討しているところでございます。

志々田委員： とてもきめ細やかにやっていただいているので、安心をしました。きっとこの後、多分、一月、二月経っていくと雇用状況が変わってきて、今は仕事ができているけれども、続けられないというような子供たちもいつもよりも多く出てくると思いますので、是非とも子供たちのサポートをしていただけたらと思います。以上です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

平川教育長： 続きまして、報告・協議 5、特別支援学校における技能検定の実施状況等について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 特別支援学校における技能検定の実施状況等について御報告申し上げます。

資料 1 ページを御覧ください。特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して、本県独自で開発した認定資格に基づく技能検定を昨年度、令和元年度に実施し、清掃、接客、ワープロ、流通・物流、食品加工の 5 分野で行ったところでございます。表 1 にございますように、延べ受検者総数は 1,854 人、このうち 1,816 人が何らかの級の認定を受けております。一昨年度から受検者数が減少している理由につきましては、生徒が高等部 3 年間のうち早期に 1 級を取得するなど、日々の教育活動によって生徒に力をつけ、少ない回数が 1 級取得につながっているためであると分析しているところでございます。

(3) 認定状況を御覧ください。級の認定状況につきましては、図 1 にお示ししたとおりでございます。総受検者の 98% がいずれかの級に認定されております。また、広島県障害者技能競技大会、ひろしまアビリンピックに参加する生徒もおり、令和元年度は 21 人が参加したところでございます。技能検定を経験し、更に高い目標に向かって挑戦しようとする生徒が増えてきているというところでございます。

次に、(4) 技能検定における合理的配慮についてでございます。技能検定の本質的な目的から外れることがない範囲で、必要な受検者、延べ 49 件に対して合理的配慮を提供いたしました。これにより技能検定に参加して自分の力が発揮できたという経験を積み、卒業後も自分から適切に支援を求め、社会参加することに生かしてほしいと考えております。

続きまして、2 ページを御覧ください。2、他の就職支援の状況の(1)について、特別支援学校就職サポート隊ひろしまの登録企業数は、令和 2 年 3 月末現在 367 社でございます。令和 2 年 3 月 24 日の特別支援学校就職サポート隊ひろしま推進企業の表彰式において、就労促進等に著しく貢献した企業を表彰したところでございます。登録企業数は年々増加してきておりますが、企業の障害者雇用への理解啓発と生徒の就職支援のため、引き続き周知を図ってまいります。また、周知方法について特別支援学校では、地域の企業の採用担当者等を招き、学校により名称は異なりますけれども、企業の参観日を実施し、特色ある各学校の取組を情報発信しているところでございます。

続きまして、3、就職状況についてでございます。先ほども御報告いたしましたけれども、令和元年度特別支援学校高等部の卒業生 440 人に対し、一般企業への就職希望者は 167 人、そのうち 167 人が全て現在内定を受けております。速報値ではございますけれども、現時点において就職率 38.0% となっております。これらの内定者のうち、知的障害特別支援学校の 83% の生徒が技能検定を受検して内定まで至っております。就職率が一昨年度より 2.8 ポイント下がった主な要因といたしましては、一昨年度と比較して就職希望者の割合が当初から少なかったためと考えております。

最後に、4、今後の取組でございますけれども、令和 2 年度も技能検定は 5 分野を上期、下期の年 2 回実施する予定でございましたが、上期は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止といたしました。しかしながら、各所属校で検定を実施するワープロ及び清掃の中のテーブル拭き、自在ぼうきについては各学校でできれば実施していただきたいと考えております。下期については、5 分野を現在のところ実施する予定でございます。

県教育委員会といたしましては、就職希望者増加に向け、企業と連携を図り、職場見学を設定したり、職場実習を計画したりして生徒に働くことに対するイメージを持たせ、興味、関心を持つことができるよう工夫してまいります。あわせて、就職に向けては保護者の協力や支援は不可欠であることから、定期的な進路説明会や懇談等を実施し、生徒の就職に向けて考えていただくようにしたいと考えております。

引き続き生徒に対して実践的な力をつけるとともに、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が厳しくなることが見込まれますが、就労を希望する生徒の職業的自立に向け、働く意欲の向上や粘り強く取り組む態度を育成するよう、職業教育の充実を図ってまいります。また、各校の企業等への障害者雇用の理解啓発を促す取組を支援してまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。
- 細川委員： 先ほどの一つ前の報告・協議でもありましたが、高校生の就職ということで、1人1社という御説明があったのですが、これは特別支援学校の生徒も同じなのでしょうか。
- 三浦特別支援教育課長： 特別支援学校の生徒につきましては、基本的には、企業への実習を通して、企業側も雇いたい、生徒もここで働きたいというようなマッチングを行った上で就職するケースがほぼ100%でございますので、実習先としては2社、3社実習することがあろうかと思っておりますけれども、その中で、生徒がここなら働きたいというところの的を絞って就職活動をしております。
- 細川委員： ということですと、先ほど離職率が39%あったのですが、特別支援学校の生徒については、先ほどの離職率はないという理解でよろしいでしょうか。
- 三浦特別支援教育課長： 離職率については、高校は30%強ということでしたが、特別支援学校においては、大体17%ぐらいではないかと思っております。3年間で今調査しているのですけれども、本人の責によらない倒産をしたというようなところも含めて今調査しております、そういったものを除くと14%ぐらいではないかと考えております。
- 志々田委員： 合理的配慮について少しお伺いしたいのですけれども、49件合理的配慮を提供したと書いてあるのですが、どんなことをされたのか、教えてください。
- 三浦特別支援教育課長： 中には、場面緘黙で言葉、声として発することができない生徒もございます。そういう場合は、ホワイトボードであるとか筆記で対応を可としたりですとか、また、下肢に障害を併せ有している子供たちは、膝をついて雑巾がけをすとか雑巾を絞るとかというような場合、膝がつかないということが事前に分かっていたら、そこは膝がついていないからといって減点にしないとか、様々な合理的配慮をこれまで行ったところがございます。
- 志々田委員： とてもいいことだと思ったので、御質問をさせていただきました。こういった合理的配慮が子供たちの就職への門戸を開かれればと思っておりますので、是非とも、どんな合理的配慮をすればみんなと同じ検定ができるのかと、本人自身がきちんと決めるようになっていたり、自分が求めるような、そういった合理的な視点を含めてしていけたらいいなと思っております。実際、もうされていると思っておりますので、是非ともこれを継続的に子供たちに合理的配慮がしっかり使えるような指導をしていただきたいと思います。以上、意見です。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

- 平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほど、お願いいたします。

(14:45)

【非公開審議】

第4号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第1号議案 教職員人事について

小学校教諭の病気休職休暇中の副業に係る人事措置（停職 2月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:05)